

資料 3

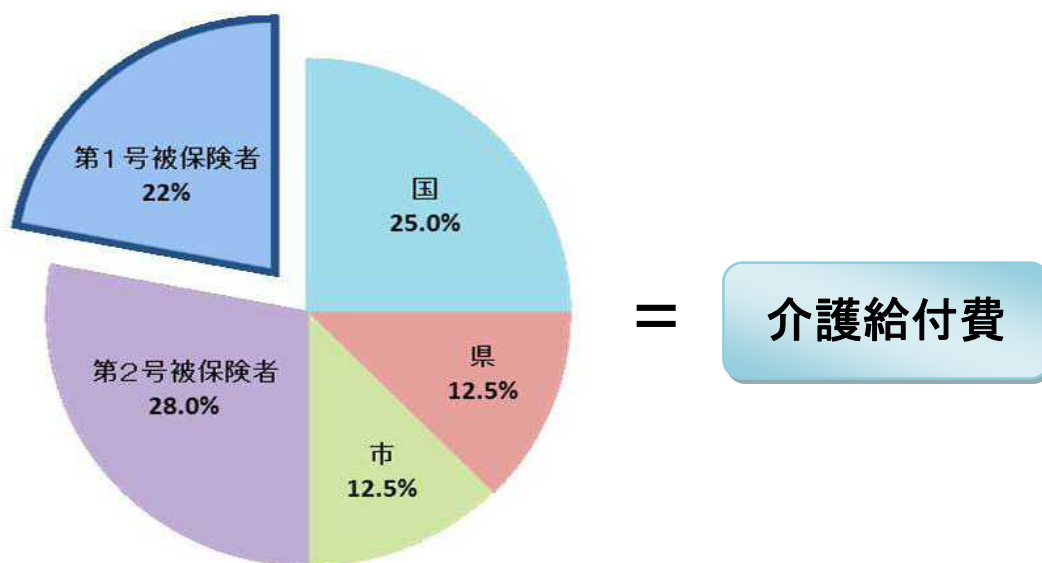
H26.10.23

介護保険料(平成 27 年度～平成 29 年度)の設定について

1、介護保険料設定の流れ

介護保険法では、介護サービス費のうち、利用者負担を除いた費用の総額を、公費(国・県・市)と被保険者(第1号・第2号)の保険料で半分ずつ負担するよう定められています。市では、3年を一期とする介護保険事業計画で第6期(平成27～29年度)に必要となる給付費を推計し、条例により第6期の介護保険料を設定します。

【保険給付費等の費用負担割合】



※国の示す第6期保険料設定の基本的な考え方

第6期の保険料設定にあたり、国は次のような考え方を示しています。

●標準段階の見直し

- ・所得水準に応じたきめ細かな保険料設定を行う観点から、標準段階を現行の6段階から9段階に細分化する。
- ・引き続き、保険者判断による弾力化を可能とする。

●低所得者対策の強化

現行の第1・第2段階の料率を0.3に、第3段階の料率を0.5に、第4段階の料率を0.7に軽減し、費用については国が1/2、県が1/4、区が1/4を負担する新たな保険料軽減の仕組みを導入する。

①被保険者数

第1号被保険者(65歳以上)・第2号被保険者(40～64歳)について、平成27～29年度の推計をおこなう。



②要介護・要支援認定者数

被保険者数に対する要介護・要支援認定者数(認定率)の動向等を勘案して将来の認定率を見込み、平成27～29年度の要介護・要支援認定者数を推計する。



③施設・居住系サービス量

施設・居住系サービスの整備方針を踏まえるとともに、これまでの給付実績を分析・評価して、見込量を推計する。



④在宅サービス等のサービス量

地域密着型サービスの整備計画や、これまでの給付実績を分析・評価して、見込量を推計する。



⑤保険料の設定

平成27～29年度における必要な給付費と被保険者数を見込んで第6期の介護保険料を設定する。

【計算式】

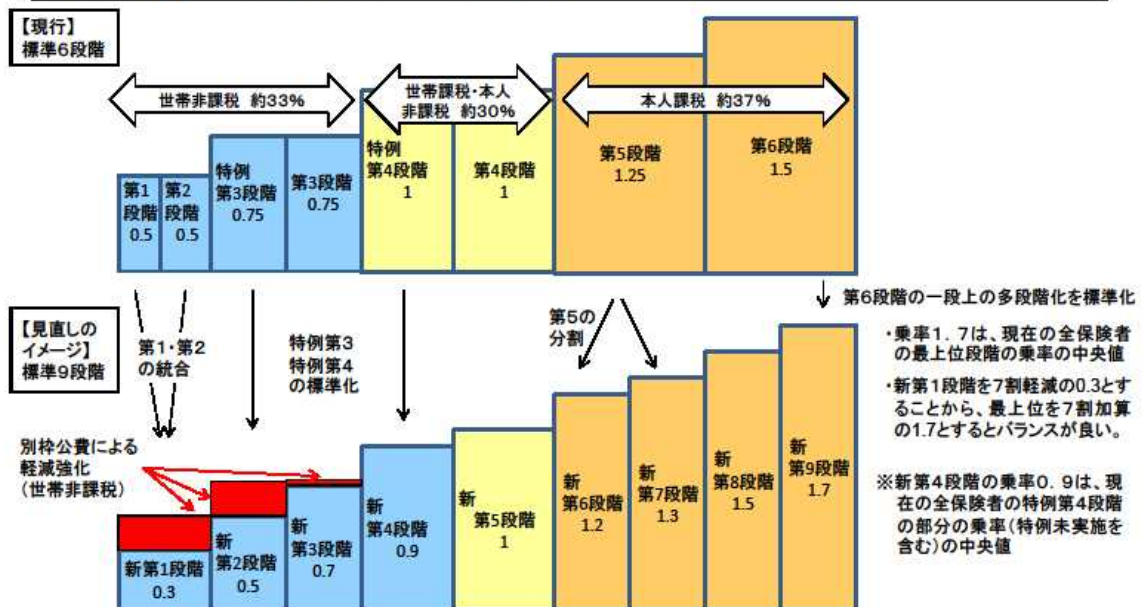
平成 27～29 年度の3年間で 必要な介護給付費の費用	×	22%(第1号被保険者の負担割合)
第1号被保険者数(平成27～29年度の総計)		
= <u>介護保険料基準額(年額)</u>		

2、介護保険料の推移

	期 間	全国平均	鴨川市	
			旧鴨川市	旧天津小湊町
第1期	平成12～14年度	2,911円	2,759円	2,400円
第2期	平成15～17年度	3,293円	3,034円	3,100円
			(17年度) 3,034円	
第3期	平成18～20年度	4,090円	3,034円	
第4期	平成21～23年度	4,160円	4,255円	
第5期	平成24～26年度	4,972円	4,998円	
第6期	平成27～29年度			

保険料の標準6段階から標準9段階への見直し

○所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、また、多くの自治体で特例第3・特例第4段階の設置や、本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、標準の段階設定を、現行の6段階から9段階に見直す。
○なお、現在と同様、引き続き保険者の判断による弾力化を可能とする。



3、介護保険料が高額になる要因

「要介護認定率」と「1人当たりの介護サービス利用額」が、高額な介護保険料の要因だと言われています。市の財政力や人口規模は介護保険料の算定には影響がありません。

(参考) 全国、千葉県及び県内市町村における要介護（支援）認定率（第1号被保険者）

区 分	認定率	認定率	
		65～74 歳	75 歳以上
全 国	17.6%	4.4%	31.4%
千葉県	14.2%	3.8%	27.6%
安房郡市	17.4%	3.5%	29.4%

順位	市町村名	認定率	65～74 歳	75 歳以上
1	鋸南町	18.3%	3.3%	30.0%
2	鴨川市	18.2%	4.0%	30.0%
3	館山市	17.5%	3.6%	30.4%
4	勝浦市	17.4%	4.1%	28.1%
5	長南町	17.0%	3.6%	26.6%

(参考) 全国、千葉県及び県内市町村における給付費の状況

・第1号被保険者1人当たり給付費

(単位: 千円)

区 分	1人当たり給 付費(第1号 被保険者)	介護サービス					
		うち居宅介 護(介護予 防)サービ ス	うち地域密 着型介護 (介護予防) サービス	うち施設介 護サービス	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設
全 国	241.6	127.8	25.6	88.1	44.5	33.8	9.9
千葉県	193.4	109.3	16.4	67.7	35.1	28.2	4.4
安房郡市	250.5	124.9	23.7	101.9	45.7	39.4	16.8

(単位: 千円)

順位	区 分	1人当たり 給付費(第1 号被保険 者)	介護サービス					
			うち居宅介 護(介護予 防)サービ ス	うち地域密 着型介護 (介護予防) サービス	うち施設介 護サービス	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設
1	鋸南町	275.9	147.4	7.4	121.1	67.0	49.8	4.3
2	長南町	266.3	119.8	21.0	125.6	80.3	43.8	1.4
3	鴨川市	256.7	132.7	24.3	99.8	47.2	22.6	30.1
4	南房総市	252.1	120.5	29.7	101.9	44.8	41.4	15.8
5	館山市	238.8	118.6	21.0	99.3	40.9	47.3	11.0

資料：平成24年度介護保険事業状況報告（年報）（厚生労働省）

4、鴨川市の第6期介護保険料基準額について

①被保険者数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
第 1 号被保険者	12,221 人	12,347 人	12,402 人	36,970 人
第 2 号被保険者	10,896 人	10,662 人	10,479 人	32,037 人
合 計	23,117 人	23,009 人	22,881 人	69,007 人

(第 5 期第 1 号被保険者合計 35,099 人【1,871 人増】)

(第 5 期第 2 号被保険者合計 34,533 人【2,496 人減】)

②要介護・要支援認定者数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
第 1 号被保険者	2,316 人	2,440 人	2,592 人	7,348 人
第 2 号被保険者	47 人	49 人	56 人	152 人
合 計	2,363 人	2,489 人	2,648 人	7,500 人

(第 5 期合計 6,465 人【1,035 人増】)

③施設・居住系サービス量

・平成 27 年度にオープンする特別養護老人ホーム(60 床)を勘案

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
施設利用者数	465 人	466 人	466 人	1,397 人
居住系サービス利用者数	93 人	103 人	115 人	311 人
合 計	558 人	569 人	581 人	1,708 人

(第 5 期合計 1,490 人【218 人増】)

④在宅サービス等のサービス量

・第 6 期計画期間中に小規模多機能型居宅介護施設の利用増を見込む

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
対象者数	1,805 人	1,920 人	2,066 人	5,791 人

(第 5 期合計 5,155 人【636 人増】)

⑤保険料の設定

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合 計
給付費	4,111,263,896 円	4,478,160,376 円	4,041,827,309 円	12,631,251,581 円

(第 5 期合計 10,708,870,574 円【1,922,381,007 円増】)

月額 6,898 円

(内訳：在宅 3,523 円、居宅系 448 円、施設 2,280 円、その他 490 円、地域支援 157 円)

※現時点での粗い推計であり、今後さらに数字を精査していきます。

E1b-(2) 第1号被保険者の保険料の比較(5期保険料/保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料)

①第5期の第1号被保険者の保険料の基準額(月額)

第5期の第1号被保険者の保険料の基準額(月額) (注)	4,998円
-----------------------------	--------

(注) 市町村合併した場合には、構成市町村の保険料の基準額を第1号被保険者数で加重平均して算出してください。
市町村合併した場合の保険料の基準額 = $\Sigma \{ (各構成市町村の保険料の基準額) \times (各構成市町村の第1号被保険者数) \}$

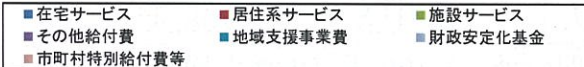
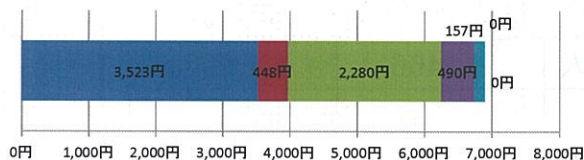
②財政安定化基金償還金・準備基金取崩額の影響・第5期と第6期の第1号被保険者の保険料の基準額(月額)の比較

第6期の第1号被保険者の介護保険料の基準額:保険料(月額)	6,898円	第6期の第1号被保険者の介護保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額:保険料(月額)	6,898円
(再掲)財政安定化基金償還金の影響額	0円	(再掲)財政安定化基金償還金の影響額	0円
(再掲)準備基金取崩額の影響額	0円	(再掲)準備基金取崩額の影響額	0円
(参考)第5期→第6期の増減率(保険料の基準額)	38.0%	(参考)第5期→第6期の増減率(保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額)	38.0%

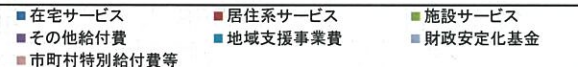
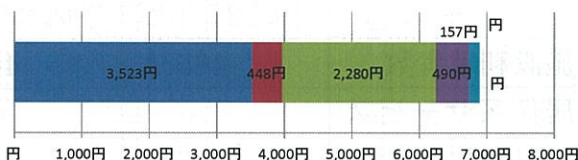
E1b-(3) 介護保険料基準額(月額)の内訳

	保険料基準額		弾力化した場合	
	金額	構成比	金額	構成比
総給付費	6,251円	90.6%	6,251円	90.6%
在宅サービス	3,523円	51.1%	3,523円	51.1%
居住系サービス	448円	6.5%	448円	6.5%
施設サービス	2,280円	33.1%	2,280円	33.1%
その他給付費	490円	7.1%	490円	7.1%
地域支援事業費	157円	2.3%	157円	2.3%
財政安定化基金(拠出金見込額+償還金)	0円	0.0%	円	0.0%
市町村特別給付費等	0円	0.0%	円	0.0%
保険料収納必要額(月額)	6,898円	100.0%	6,898円	100.0%
準備基金取崩額	0円	0.0%	円	0.0%
基準保険料額(月額)	6,898円	100.0%	6,898円	100.0%

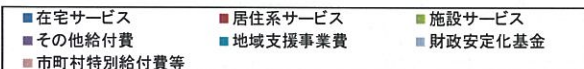
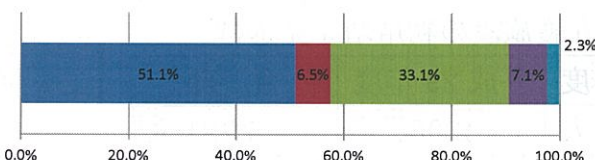
第6期の保険料収納必要額(月額)の内訳



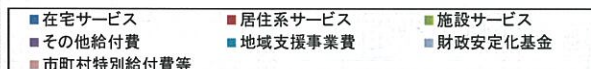
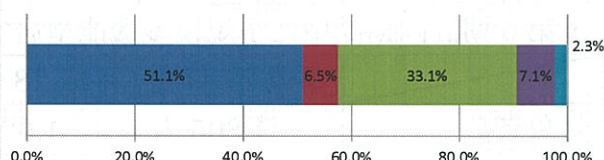
第6期の保険料収納必要額(月額)の内訳(弾力化後)



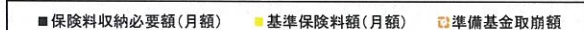
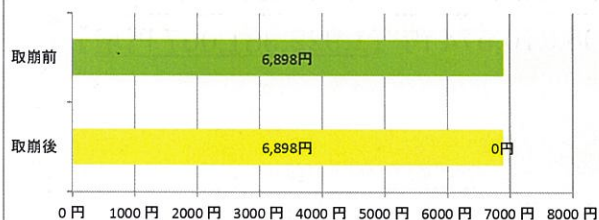
第6期の保険料収納必要額(月額)の構成比



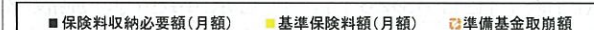
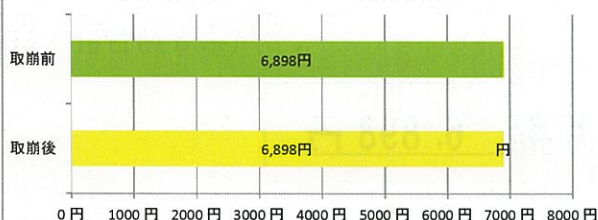
第6期の保険料収納必要額(月額)の構成比(弾力化後)



第6期の基準保険料額(月額)



第6期の基準保険料額(月額)(弾力化後)



介護給付費分科会における今後の検討の進め方について(案)

【平成 26 年】

10 月中旬

おおむね以下の流れで、原則として週 1 回のペースで議論

○総論

(介護事業経営実態調査結果、27 年度報酬改定に向けてなど)

○居宅サービス①

(定期巡回・随時対応サービス等、訪問看護、訪問介護など)

○施設サービス①

(介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護)

○施設サービス②

(介護老人保健施設、介護療養型医療施設)

○居宅サービス②

(通所介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、ショートステイ、グループホーム、福祉用具など)

○その他

(処遇改善、区分支給限度基準額、ケアマネジメント、地域区分など)

※審議の過程において、さらに検討が必要な事項が生じた場合には、適宜、議論を行う。

11 月下旬

報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ

12 月上中旬

諮問・答申①(運営基準(省令)案に関する事項について)

平成 27 年度政府予算案編成

【平成 27 年】

1 月中下旬

諮問・答申②(介護報酬改定案について)

4 月

介護報酬改定

(※4 月施行分のほか、消費税率引上げがあれば併せて対応)